

環境福祉常任委員会会議録

1. 本委員会の開催日時は次のとおりである。

平成27年1月26日（月）午後1時

2. 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	時任英寛君	副委員長	宮本明彦君
委員	徳田修和君	委員	中村満雄君
委員	植山利博君	委員	今吉歳晴君
委員	蔵原勇君	委員	宮内博君

3. 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

なし

4. 委員外議員の出席は次のとおりである。

なし

5. 傍聴議員の出席は次のとおりである。

なし

6. 本委員会に出席した説明員は次のとおりである。

生活環境部長	塩川剛君	保険年金課長	宝満淑朗君
税務課長	谷口信一君	国民健康保険G長	有村和浩君
市民税Gサブリーダー	中村和仁君		
保健福祉部長	花堂誠君	子育て支援課長	田上哲夫君
子育て支援課主幹	堂平幸司君	子育て支援課主事	森枝広喜君

7. 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 村上陽子君

8. 本委員会の所管に係る調査事項は次のとおりである。

国民健康保険税率における今後の市の考え方について

子ども・子育て支援制度に係る保育料について

「開会 午後1時00分」

○委員長（時任英寛君）

ただいまから環境福祉常任会を開会いたします。本日は所管事務調査2件を行いたいと思います。本日の次第につきましては皆様方のお手元に配付いたしており進めさせていただきたいと思いますが、御異議ございませんでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。よって次第書に従いまして、順次進行いたします。それではまず、国民健康保険税率における今後の市の考え方について議題といたします。執行部からの説明を求めます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

「国民健康保険税率における今後の市の考え方」につきまして、御説明申し上げます。本市の国民健康保険につきましては、加入世帯・加入者数とも年々減少しておりますが、65歳以上の加入者は増加傾向にあります。本年度の収支状況につきましては、まず、歳入の主なものであります国民健康保険税については、ほぼ横ばいで推移しているものの、歳出におきましては、その主なものである保険給付費は増加しており約105億円と見込み、本年度の決算につきましては、現時点で累計約7億円の赤字となる見込みと試算しており、非常に厳しい状況であります。本来でありますと、保険給付費の伸びに見合った国民健康保険税を確保することが基本となりますが、国民健康保険は、他の保険制度に属さない全てを被保険者としているため、一般的に年齢構成が高く、低所得階層が多く、医療費水準も高いことなどの構造的な問題を抱えていると言われております。このようなことから、国においては、「平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的事業の確保などの国保運営に中心的な役割を担う」「平成27年度から保険者支援制度の拡充を実施する」などの方針が、つい最近明らかになったところであります。また、都道府県の国民健康保険税の平準化や財政の安定化を図るために保険財政共同安定化事業が行われておりますが、これまで1件30万円以上の医療費（レセプト）が対象であったものが、平成27年度からは、全ての医療費（レセプト1件1円以上）が対象となることから歳入の増加が見込まれております。なお、医療費の予測は非常に難しいところではありますが、全国的には今後の人口構成の大きな流れにより0歳から74歳の医療費総額は、横ばいから減少へ進むものとの予測があります。以上のようなことから、本市では保健事業などによる医療費の適正化や国民健康保険税の歳入確保対策を進めているところであり、平成27年度から、国の財政支援の拡充や保健財政共同安定化事業の拡充が図られることと併せて、今後の医療費の動向を見極める必要があることから、現在行っている国民健康保険税の特例措置・特別減免の取扱いにつきましては、平成27年度は継続する方向で、現在、検討を進めているところであります。以上で概況の説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長等が御説明いたしますので、よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

私のほうからは資料に基づいて御説明します。「資料1、国民健康保険の状況」の1ページを御覧ください。まず、1被保険者数及び世帯数（年度平均）につきまして御説明いたします。平成23年度は、世帯数1万8,561世帯で、被保険者数3万1,288人で、被保険者数の対前年度比は99.52%です。平成24年度は世帯数1万8,611世帯で、被保険者数3万1,174人で、被保険者数の対前年度比は99.64%です。平成25年度は、世帯数1万8,503世帯で、被保険者数3万843人で、被保険者数の対前年度比は98.94%です。このように世帯数・被保険者数につきましては、年々減少傾向にあります。次に2国保被保険者の年齢構成（5歳階級別）平成26年4月1日現在につきまして、総被保険者数3万898人で、年齢構成は、0歳から19歳が約12.31%、20歳から59歳が約37.41%、60歳から74歳が約50.28%となっております。60歳以上の年齢構成が半数以上ということになります。なお、表には

ありませんが、65歳から74歳につきまして、平成25年4月1日現在では、被保険者数1万194人、構成比32.73%であったものが、平成26年4月1日現在では、被保険者数1万730人、構成比34.73%となり、被保険者数で536人、構成比で約2%増加しており、今後も増加傾向は続くものと思われま

次に3国保加入率につきまして、平成24年度は、国保世帯数1万8,611世帯で世帯加入率31.69%、被保険者数3万1,174人で被保険者加入率24.33%です。平成25年度は、国保世帯数1万8,503世帯で世帯加入率31.27%、被保険者数3万843人で被保険者加入率24.09%です。平成26年12月末は、国保世帯数1万8,406世帯で世帯加入率30.94%、被保険者数3万535人で被保険者加入率23.92%です。

次に、2ページを御覧ください。4年度別決算状況につきまして御説明いたします。まず、歳入面の国民健康保険税の推移につきましては、平成23年度は、約23億160万円で、対前年度比で約3%の伸びです。平成24年度は、約22億9,970万円で、対前年度比で約0.08%（←0.8%と言っている）の減です。平成25年度は、約22億8,590万円で、対前年度比で約0.6%の減です。このように、国民健康保険税につきましては、世帯数・被保険者数の減等により、横ばいか減少の傾向にあります。歳入総額（合計）につきましては、平成23年度は、約143億3,950万円で、対前年度比で約5.4%の伸びです。平成24年度は、約145億8,570万円で、対前年度比で約1.7%の伸びです。平成25年度は、約147億7,260万円で、対前年度比で約1.3%の伸びです。次に、3ページを御覧ください。歳出面の保険給付費（医療費等）の推移につきましては、平成23年度は、約97億7,930万円で、対前年度比で約5%の伸びです。平成24年度は、約98億4,890万円で、対前年度比で約0.7%の伸びです。平成25年度は、約101億1,850万円で、対前年度比で約2.7%の伸びです。このように、保険給付費の伸びは、3か年の間では約1%～5%範囲で推移しております。歳出総額につきましては、平成23年度は、約141億5,000万円で、対前年度比で約5.6%の伸びです。平成24年度は、約144億1,570万円で、対前年度比で約1.9%の伸びです。平成25年度は、約148億5,530万円で、対前年度比で約3.1%の伸びです。例年、歳入の伸びよりも歳出の伸びが若干高いのですが、特に平成25年度においては、歳入に対して歳出の伸びが約2.4倍となったことから赤字となったものであります。歳入総額から歳出総額を差し引いた額につきましては、平成23年度は、約1億8,950万円の黒字になります。平成24年度は、約1億7,000万円の黒字になります。平成25年度は、約8,270万円の赤字になります。なお、平成26年度においては、平成25年度が赤字のため、歳入の中の繰越金は0円となります。この赤字要因の一つとしましては、保険給付費の伸びのほかに、後期高齢者支援金（後期高齢者医療へ保険者が支払う支援金）と介護納付金（介護保険へ保険者が支払う納付金）の支出の増加が挙げられます。後期高齢者支援と介護の納付金の合計額につきましては、平成23年度は、約19億9,740万円になります。（国保税約23億160万円）平成24年度は約21億8,610万円になります。（国保税約22億9,970万円）平成25年度は、約23億770万円になります。（国保税約22億8,590万円）このように、国民健康保険税の中で、医療給付費分のほかに、後期高齢者支援金分と介護納付金分を合わせて徴収しているのですが、歳出の中でのこの構成比は年々上昇しております。今後、団塊の世代が後期高齢者医療へ流れていくため、後期高齢者支援金分と介護納付金分は増えていくものと思われ、制度的なひずみが生

じております。次に5 国民健康保険事業給付基金保有額につきましては、平成23年度は、96万1,000円になります。平成24年度は96万3,000円になります。平成25年度は596万5,000円になります。なお、平成26年度においては、繰上充用により5,964万円（5,964万円）繰り出したため、平成26年12月末現在、基金残高は1,000円になります。次に4 ページを御覧ください。6、年度別保険税現年度調定額につきましては、平成23年度は、一世帯当たり調定額は12万6,070円、一人当たり調定額は7万4,788円となり対前年度比で0.46%の伸びです。平成24年度は、一世帯当たり調定額は12万5,578円、一人当たり調定額は7万4,971円となり対前年度比で0.24%の伸びです。平成25年度は、一世帯当たり調定額は12万6,047円、一人当たり調定額は7万5,617円となり対前年度比で0.86%の伸びです。次に7、平成25年度県下19市一人当たりの調定額（速報値）につきましては、本市の一人当たり調定額は7万5,617円で、19市の平均が7万9,787円になることから、本市が4,170円安いこととなります。なお、県下で一番高い南九州市の1人当たりの調定額は9万6,159円で、本市より2万542円高くなっております。このように、本市の一人当たりの調定額（国保税）につきましては、県下19市の平均よりも低く、下から6番目となる調定額になっております。次に、5 ページを御覧ください。8、被保険者1人当たり医療費の推移につきましては、平成23年度は、一般と退職の医療費合計が37万740円で、対前年度比で5.18%の伸びです。平成24年度は、一般と退職の医療費合計が37万3,926円で、対前年度比で0.86%の伸びです。平成25年度は、一般と退職の医療費合計が38万8,413円で、対前年度比で3.87%の伸びです。次に9、平成25年度県下19市一人当たりの医療費（速報値）につきましては、本市の一人当たり医療費は38万8,413円で、19市の平均が38万8,202円になることから、本市が211円高いこととなります。なお、県下で一番高い南さつま市の一人当たりの医療費は47万3,269円で、本市より8万4,856円高くなっております。このように、本市の一人当たりの医療費につきましては、県下19市の平均よりも若干高いのですが、下から6番目となる医療費水準になっております。次に、6 ページを御覧ください。10、平成25年度県下19市決算における一般会計からの繰入金の内その他繰入金につきましては、まず、19市の収支の合計額は約15億5,350万円の赤字で、厳しい財政状況になっております。一般会計からの繰入金につきましては、19市合計で約159億1,100万円、その内その他繰入金は約46億8,620万円となっております。このその他繰入金につきましては、決算補填を目的とするものと、決算補填以外を目的とするものに分けられます。仮にその他繰入金がなかったとした場合、平成25年度決算では、鹿児島市・奄美市・伊佐市・枕崎市・霧島市以外にも、鹿屋市・指宿市・南九州市・阿久根市・垂水市・西之表市が赤字へ転落し、赤字総額も約62億3,970万円に膨らみます。本市の一般会計からの繰入金は約10億4,940万円で、その他繰入金（決算補填以外の目的の保健事業）は、約1億730万円になります。なお、全国では平成24年度（見込）で約3,534億円が決算補填（赤字穴埋め）の目的で一般会計から法定外の繰入れが行われております。このようなことから、国においては、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となるにあたって、安定的な財政運営や効率的な事業運営が確保されるよう、平成27年度から市町村国保への財政支援の拡充等の方針が示されているところであります。次に11、平成26年度県下19市税率状況

につきまして、まず国保税の課税方式を説明します。応能割の資産割の欄を見ていただきますと、鹿児島市・奄美市・霧島市が0%になっております。これは3方式と言いまして、資産割は課税せず、応能割部分では所得割のみ賦課、応益割部分では均等割（一人当たり）と平等割（一世帯当たり）を賦課するものです。それ以外の市は、資産割を加えますので、4方式と言われております。本市の税率を見ますと、所得割は上から2番目となりますが、資産割部分の税額をカバーするため、4方式を採用する市と比べると高くなります。資産割は最下位で、均等割と平等割を足した応益割は、19市ではほぼ中間の位置にあります。次に、7ページを御覧ください。12、平成26年度所得階層別世帯数の状況につきましては、平成26年9月30日現在での数値になります。所得0円の階層は、課税人数が7,263人で36.59%になります。1円から100万円未満の階層は、課税人数が6,349人で31.98%になります。100万円から200万円未満の階層は、課税人数が4,127人で20.79%になります。200万円から300万円未満の階層は、課税人数が1,171人で5.90%になります。300万円から400万円未満の階層は、課税人数が438人で2.21%になります。400万円から500万円未満の階層は、課税人数が175人で0.88%になります。500万円から800万円未満の階層は、課税人数が206人で1.04%になります。800万円以上の階層は、課税人数が122人で0.61%になります。なお、課税所得が200万円未満の構成比率は約9割となり、大多数はこの所得階層となります。次に、13、保険財政共同安定化事業につきまして、この事業は、都道府県における市町村の医療費の差による保険税の相違の緩和や財政の安定化を図るため、都道府県単位で市町村国保からの拠出による共同事業を行っております。現在、レセプト1件30万円以上の医療費を対象とし、県内全ての市町村が拠出して構成する財源により負担調整を行っておりますが、平成27年度からは全ての医療費に拡大されます。このようなことから、国民健康保険団体連合会からの概算額によると、平成27年度は平成26年度に比べ、約3億7,650円歳入増の見込であります。次に、14、霧島市国民健康保険税の現在の負担軽減策につきましては、現在行われております内容を述べております。「特例措置」につきましては、医療給付費分を軽減してございまして、所得割を0.6%、均等割を3,700円、平等割300円をそれぞれ軽減してございます。「特別減免」につきましては、子育て世代への軽減、債務返済のための軽減策として、均等割額・所得割額の減免を行っております。次に、「資料2」について説明いたします。1ページ「国民健康保険の改革による制度の安定化（公費拡充）」を御覧ください。この資料は、平成27年1月13日の国の「社会保障制度改革推進本部」で「医療保険制度改革骨子」として決定されたときの資料になります。この時に、「医療保険制度改革については、持続可能な制度を構築し、将来にわたり国民皆保険を堅持することができるよう、以下の骨子に基づき、各年度において必要な予算措置を講ずるとともに、本年の通常国会に所要の法案を提出するものとする。1、国民健康保険の安定化ということで、国保への財政支援の拡充等により、財政基盤を強化する。具体的には平成27年度から保険者支援制度の拡充（約1,700億円）を実施する。平成29年度には、高齢者医療における後期高齢者支援金の全面総報酬割の実施に伴い生じる国費を優先的に活用し、約1,700億円を投入する。また、平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業運営の

確保等の国保運営について中心的な役割を担うこととし、制度の安定化を図る」とされております。公費約3,400億円につきましては、被保険者一人当たり約1万円の財政改善効果があるとされております。次に、2ページをご覧ください。平成27年度から実施としましては、低所得者対策の強化のため、保険料の軽減対象となる低所得数に応じた自治体への財政支援が拡充（約1,700億円）され、平成29年度からも約1,700億円を投じるとされております。次に、3ページを御覧ください。「国民健康保険の改革による制度の安定化（運営の在り方の見直し）」につきまして、説明します。平成30年度から都道府県が保険者となりますと、県が市町村ごとの分賦金（市町村の医療費水準・所得水準等を基に算出する）を決定し、市町村はその分賦金に見合う保険税を決定し、賦課・徴収を行い、県へ分賦金を納付することになります。市町村は、資格管理、保険給付、保険税率の決定、賦課・徴収、保健事業等の役割を担うことになります。最後に、資料3について説明いたします。「国民健康保険特別会計決算の状況及び決算見込」につきましては、国からの財政支援の拡充や保険財政共同安定化事業を加味し、特例措置と特別減免は継続した場合で試算したものです。なお、医療費の伸びの予測が非常に難しいことから、保険給付費の伸びの予測を二つに分けた形で試算しております。①平成28年度以降の保険給付費が平成27年度と同額で推移した場合には、平成26年度決算は、約7億240万円の赤字見込みです。平成27年度決算は、約6億5,890万円の赤字見込みです。平成28年度決算は、約4億6,180万円の赤字見込みです。平成29年度決算は、約6,570万円の黒字見込みです。なお、平成26年度から平成27年度にかけて歳入・歳出がそれぞれ約20%の伸びの要因につきましては、保険財政共同安定化事業においてレセプト1件30万円以上の医療費がレセプト1件1円以上の全ての医療費が対象となったことから、歳入では保険財政共同安定化事業交付金、歳出では保険財政共同安定化事業拠出金が、それぞれ約2倍となったことによるものです。②平成28年度以降の保険給付費が対前年度比4.3%で推移した場合には、平成26年度決算は、約7億240万円の赤字見込みです。平成27年度決算は、約6億5,890万円の赤字見込みです。平成28年度決算は、約7億1,150万円の赤字見込みです。平成29年度決算は、約6億9,420万円の赤字見込みです。このように、国民健康保険の運営につきまして、財政状況は非常に厳しくなっておりますが、平成27年度から保険財政共同安定化事業では対象となる医療費が全ての医療費に拡大されること、国の財政支援についても拡充が開始されること、そして保険給付費の推移など、これらの動向を見極める必要があることから、国民健康保険税の特例措置・特別減免の取扱いにつきましては、平成27年度は継続する方向で、現在、検討を進めているところであります。以上で説明を終わります。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（時任英寛君）

ただいま執行部の説明が終わりました。質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（宮本明彦君）

前回の委員会のときの資料と最初のほうは一緒かなというところですか。そういう中で説明資料2ページ目の中段以降、この赤字要因の一つとしましてはというところからです、後期高齢者支援金

と介護納付金のことについてです。「このように国民健康保険税の中で医療給付費分のほかに後期高齢者支援金と介護納付金を併せて徴収しているのですが」のところですね、併せて徴収している、ここが制度的なひずみということで結論付けておられるんですけども、併せて徴収しているだけであって、これはそのまま国に出すものじゃないのかな、要は市民の皆さんから集めた後期高齢者支援金と介護納付金のお金というのは、これはそのまま国のほうに歳出する分ではないのですか。だから23年度と24年度の部分は、黒字と言ったら黒字なわけですよ、歳入のほうが多くて歳出が少ないわけですよ、24年度の分は赤字になっていると言ったら赤字になっているわけですよ。それで、この分は国民健康保険税全体の中で使うというよりも、そのままお渡しするものだから、はっきり言って国保の医療制度の中で、ここの部分は省いて国民健康保険だけの部分で黒字・赤字とか医療の中だけで黒字・赤字とかというのを考えるべきではないのかなと。そのまま出すわけでしょう、だから制度的にどういうひずみがあるのかというのが、ただ増えてきたから赤字になってきたからひずみがあるというふうに説明されているのではないかなと思うのですけれども、その辺はどうお考えですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

国民健康保険税を賦課するときにつきましては、先ほどの医療費給付費分それから後期高齢者支援金分、それからプラス介護納付金という形を一本化して国保税として、徴収してこちらのほうでは納めていただいているところです。それから後期高齢者支援金の例を言いますのと後期高齢者というのが75歳以上の制度ということで、そのときはその公費負担分を5割と保険者、国民健康保険とか健康保険組合が4割、それから65歳だとすると1割部分を保険者が保険料として納めている形になりまして、その5割分につきましては、12分の4を国が補助金として負担すると。それから12分の1を県が負担、12分の1を市が負担するという形です。その12分の1部分について、霧島市としても払っている。後期高齢者の場合は保険者が後期連合という県の部分になっておりますので、そちらのほうから今年は支援金分については当然被保険者数とか医療費の部分でこれだけ納付しなさいという形で向こうのほうから支援金として要求があります。それで、その分につきましては、この保険税で納めた分を取るのではなくて、後期高齢者制度の中で、この税の部分と市が負担する部分と併せて納めて行く形になりまして、例年ここの後期高齢者介護支援金の負担部分とか市の負担部分としては多くなっている状況であるということになります。ですので、制度的な要因としては後期高齢者、当然団塊の世代が75歳以上のほうに入っていくので、市として負担する部分等は増えてくる傾向にあるということ、それと国保税として納めている中において、比率的には医療費給付費分が少なくなる傾向にあると、納める部分の後期高齢者介護納付金のほうが多くなるということで、そういう部分で制度的ひずみも出ているということです。

○委員（宮本明彦君）

簡単に言うと、国民健康保険税という枠の中で、医療費があり、後期高齢者があり、介護納付金があり、一緒に集めていますよと、一緒に一回入りますよと。だけど、後期高齢者というのはその

まま歳出として県に出すわけですね。だから入ってきた分はそのまま出すんだから、これはこれで別会計じゃないですけども、国保の中ではあるんですけども、別会計でこれはこれで、入る分出す分、この会計で横割りで考えるべきではないのですかということです。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

[休 憩 午後 1時32分]

[再 開 午後 1時40分]

○委員長（時任英寛君）

再開します。

○委員（植山利博君）

細かいことはいっぱいあるわけですけども、最も本質的なところで、平成27年度は霧島市の国保税の引き下げを継続する方向で現在検討を進めていますという表現が使われているわけですが、この前の陳情の結果として、私はあのときは執行部の態度が決まらない中で継続審査にするべきだという立場を取ったわけですけども、結果としては結論を出すべきだということで、ああいう結論が出たわけですね。本会議で次会としての意思決定が明確になったことを踏まえて、まだ結論までは至っていないけれども、継続する方向でという当局の方向性が出つつあるという、このことが議会の議決を受けてどのように議論をされ、どのように評価をされておりますか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

この前の議会の議決につきましては尊重すべきという気持ちも十分ございました。当時は国の予算の話が全くまだ見えない状況で、県知事会辺りの中では、トータルで3,400億円くらいの赤字補填というような話も出ていたのですけれども、予算の中でどうなるのかというのが、全く見えない状況でございまして、国のほうで明らかになったのが1月13日ということでございます。私どものほうも、内輪の話ですけども、ではどう税率を上げていこうかという方向で考えていたところでございますけれども、今回、国の予算が明らかになったことで、先ほどの推計のとおり県へ移行する平成30年、その前の平成29年には若干ではございますが、黒字という推計も出てきました。ただ、そういう中で27年度以降国の負担金・補助金等がどういう形で実際幾ら支払われるのかということも見えない。また、医療費の水準もどうなるのかということもなかなか掴みにくいという中で、今回は本来議会の意見というのも尊重すべきところでございますけれども、現在のところは27年度の状態を再度判断する必要があるというようなこと等で、その方向で検討を進めているところでございます。

○委員（植山利博君）

国の支援が予算として27年度で概要が見えてきたと。しかし、その支援があっても今後27年度、28年度、29年度については支援を受けても赤字の状況が続くと、今の説明ではそういうことですよ

ね。そうなれば一般財源からのその他の繰入というか、法定外の繰入を更に規模を拡大して、投入しなければならないという状況にあるということは間違いないですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

今後の推計ですけれども、先ほど申しましたとおり、国の支援の具体的内容と医療費の水準がどうなるかというところがはっきり分らないと、何とも申し上げられないところでございます。ただ、そういうのが出ましたので、27年度までは、この制度を継続しようということで判断したわけでございます。と同時に、例えばそれでも赤字が埋まらない場合、繰入れをどうするのかという議論等もありますけれども、それも併せてどういう理由付けで繰入れをするかということ等もその時点で判断しないといけないと思いますので、当然繰入れ等というところも併せた中で、継続して検討していかないといけないというふうに考えております。

○委員（植山利博君）

例えば、継続をしないで、今あるべき税率9.5%、0.6%軽減しているわけですから、それと均等割・平等割もそれぞれ軽減をしているわけです。3,700円と300円、これを戻した場合にどうなるかという試算はされましたか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

試算はしております。

○委員（植山利博君）

もちろん医療費の推移が現実にならぬか、歳入がどうなるかというのは、それはあくまでも試算ですので、今説明を頂いた27年度以降の予測もあくまでも試算ですね、それを試算と踏まえた上で、保険料を戻した場合にどのような推移をたどりませうか。

○国民健康保険G長（有村和浩君）

まず試算したものを申し上げます。保険給付費が27年度と同額で推移した場合であります。特例措置を廃止して、特別減免につきましては、継続した場合で試算しております。単年度での調定の差というのが約1億2,500万円の保険税の調定差が出るようであります。それで決算見込みにおきましては、平成29年度におきまして、医療費が変わらなかつたとした場合には、4億287万円の黒字というような資産をしております。対しまして28年度以降、医療費が年4.3%ずつ伸びたと推移した場合ですが、これは29年度の決算におきまして、約3億5,700万円の赤字ということで試算をしております。

○委員（植山利博君）

医療費が変わらなかつたとして4億円の黒字、医療費が変わらないことのほうが想定しにくいと思うのですよ。4.3%になるか3.2%になるかは別として、その場合4.3%で3億円の赤字なんですよ。ということは、やはり現在あるべき姿を想定して、私は議会の結論があつたと思うのですよ。ただ、前回の市長選挙のときのマニフェストをやはり市長は重く感じられている面もあろうと、大きな政治判断だろつと思うのですよ。だって今現在19市中の税のレベルを考えても、特例措置を廃止する

ことで、そんなに突出する税率・税額になるとも思えない状況の中で、市長はマニフェストを優先されたと私は受け止めています。そして議会はあの結論を出した。それから3か月もしないうちに議会の意思と逆行した形での予算案が出たときに議会はどうか対応すればいいのか、これは非常に難しい選択を迫られると思うのですよ。その辺についての議論がありましたか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

現在検討中ということでございまして、今のところ最終的に市長まで判断をいただいたところではございません。今のところ副市長、あるいは財政サイド等のところでの協議をずっと続けているところでございますけれども、当然市長と協議する中で、この前の議会等の経緯等も踏まえたところでの議論というのも詰めていかなければならないのかと考えております。

○委員長（時任英寛君）

確認をさせていただきたいと思えます。12月定例会で議論をしました。その時に平成26年度、累計赤字4億七、八千万円というお話がございまして、先ほどの執行部の説明で7億円になっております。一番直近の数字ですから、12月定例会のときより詳細なものが出てきていると認識いたしておりますけれども、ただ、額にしては相当大きな額が、伸びたと考えておりますが、ここはどのように試算をされたのでしょうか。25年度が8,000万円で繰上充当しましたよね。そして単年度で4億円くらいということで、総計で4億七、八千万円という累計の赤字見込みが出ていましたけれども、先ほどの話では7億円というのを出示されましたけれども。しばらく休憩します。

「休憩 午後 1時52分」

「再開 午後 1時54分」

○国民健康保険G長（有村和浩君）

前回お示ししましたものにつきましては、保険給付費につきまして、26年度の決算見込みを対前年度2.74%の増で見込んでおりました。本日お示ししました資料は保険給付費の伸びを対前年度費、3.91%の伸びで算出した結果、医療費の決算においての前回との差が出ているようであります。

1 : 0 5 : 4 8

○委員（宮内 博君）

説明資料の6ページの関係であります。鹿児島県内の19市での一般会計における、その他の繰入れ金の金額、46億8,620万円ということで紹介をされているのですね。それで霧島市と指宿市がこの資料を見ますと保健事業ということで、備考欄に書いてあります。その他の繰入金でそういう取り扱いをしているということについては、必ずしも多数派とは言えないと思うのですけれども、まず、そこをそういうふうにした理由とそうすることがどんなふうには財政的に有利なのか。ほかのところと比較をしていわゆるほかの自治体がやっているような形であるということとの違いとこのをもう少し分かるように説明いただけませんか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

その他繰入金のところでは霧島市保健事業、指宿市保健事業等としておりますけれども、このその他繰入金につきましては、説明の中でも触れているのですが、決算補填等を目的とするものとそれを目的としないものの二つに分かれます。それで、霧島市はその決算補填以外の目的で保健事業としてやっているということです。それでほかの鹿児島市等とか、そういう部分につきましては決算補填、その中身としましては、保険税の負担緩和を図るとか、保険税を減免額に充てるとか累積赤字補填に充てるとか、そういう部分等が決算補填の目的という形になります。霧島市等につきましては、決算補填以外の目的として保健事業に充てるためとか、直営診療施設に充てるため、基金積立、返済金、納税報償金等という形でやっているところで、その違いがあります。

○生活環境部長（塩川 剛君）

一番の理由としては医療費をどう抑えるかというところですね、ですからそういう健診事業とか保健指導の事業等を充実して医療費を削減していこうという考えから、この部分については一般会計のほうから繰り入れます。本来一般会計でやってもいい事業でございますので、その部分を一般会計から繰り入れて保険給付費をどう抑えるかという取組のために繰り入れているということでございます。

○委員（宮内 博君）

いわゆる政策的な違いによるというふうに今聞いたら判断をしたわけでありましてけれども、それが実際どんなふうに効果的に表れているのかという点の検証というのはされているのでしょうか。実は先ほど指標として一つ示したのが、前年度比4.3%増の推移をしたばあいという数字が示されましたよね。実際にこれまでの過去六、七年間の経過を見ると、必ずしも伸びている部分というのはないわけですね。4.3%も伸びているところはない。それで、先ほどありましたように平成26年の見込みでいくと2.74%ということで、前年度比ですね。これで大体図っているんですけども、一番伸びたところは5.02%というのが平成23年度にありますけれども、それは抜きん出て伸びている状況ということなんですけれども、もう少し現実的な試算というのがあっていいのかなと思うのですけれども、なぜそれを言うかという今おっしゃるように保険事業という形で、他会計からの繰入をやって、政策的な面で力を入れるということであれば、その辺はどのように検討されますか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

医療費の伸びをどう見込むかというところは非常に難しいところでございます。併せてまたこういう保健事業等をやっておりますが、結果がどう出たのかというところを検証するのも非常に難しいところでございますけれども、その辺りを上司のほうからもちゃんと検証するようにというよう指示も受けております。併せて一般会計のほうでも健康生きがづくり、こちらのほうも長年続けてやってきておりますので、その辺と併せた成果といいますか、効果がどう出たのかというところを、本来であれば検証しないといけないところなんですけれども、なかなか検証の手立てというのが難しいところございまして、その辺の検証のやり方についても今後国保再度だけではなくて、健康サイドのほうともいろいろ勉強していきたいと考えております。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

特定健診の年度別推移ですけれども、これにつきましては23年度が対象者数、2万2,865人に対して、9,994人ということで43.71%の受診率、それから24年度につきましては対象者数2万2,401人に対して、1万244人ということで、45.71%、それから25年度につきましては、対象者数2万289人に対して、1万592人で、受診率は52.71%ということで、目標値が25年度が50%でしたので、そういう面では目標を達成したという形で、特定健診については受診率は上がっている状況であります。

○委員（宮内 博君）

確かに特定健診については前年度比からすると上がっているんですけども、まだ半分が受けていないという話ですよ。それで、先ほど部長からありましたように、いろんな関係課と連携を図るという点で、そのところは総合的な検討が必要だろうというふうに思うのです。それから、もう一つは先ほどの本市は保健事業で一般会計から繰入れをしているのですけれども、頂いた資料で分かるように鹿児島市は全体の繰入金約4割を占めているような繰入金を出しているのですけれども、本市よりも財政規模の小さな鹿屋市でも3億6,300万円、それから薩摩川内市でも2億5,000万円と、本市が1億700万円という状況ですから、そういう点から考えると、もう少しそういう面では政策的なものというのがあってしかるべきではないのかなと思うのですけれども、その辺はどのような検討をなさったのですか。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

基本的な考えを述べますと、基本的には医療給付費の伸びというのは健康保険税というか、そういう形で賄うことが基本ですので、まずはそれを検討することが大事だというふうに考えております。医療給付費の伸びに対する保険税でどう負担をしていくかというのが基本だと思っております。

○生活環境部長（塩川 剛君）

繰入金の考え方ですけれども、基本的には従来の考え方を踏襲した形になろうかと思えます。そういう意味で私どもとして、今のところ保健事業を充実させていくかということに集中した繰入れをやっていかざるを得ないのかと思っております。あと、先ほどから話があります介護保険、後期高齢、いわゆる制度のひずみと申しましたけれども、その辺りを制度が変わらないとしたときにどう穴埋めしていくかということも考えないといけないのかなと思っております。その辺も含めて先ほど申しましたとおり来年度以降の国、制度の動きを見極めた上で判断したいというふうに考えております。現在のところは従来の形の繰入れということで考えております。

○委員（宮内 博君）

先ほど若干ありましたように、市長のマニフェストの第一に国保税の継続というのが掲げられているということで、それを踏まえた上で検討を進めているということで、私は評価をしたいと思うのですけれども、本当に暮らしの実態を十分に検証して、再度中身の濃い議論をしていただきたいなと思うところです。もう一つ付け加えますと、保健事業の点について、ぜひ成果として、もう少し指標が上がるような形で報告ができるように議論をしていただいて、対応策をお願いしたいとい

うことを申し上げておきたいと思います。

○委員(植山利博君)

先ほどの政治的な判断ということは取りあえず置きましょう。では、この制度の中で具体的に f どのような対策があるかという議論を少しさせていただきたいのですが、やはり、税収を伸ばすということは徴収率を上げるということ、その中で努力をされていることは評価をします。というのも実質的に徴収率がここ数年上がってきていると。様々な要因があるでしょうけれども、それはもう明白であります。そういう中で大きな課題はこの頂いている資料の中でも 7 ページですね。所得階層のゼロ、マイナスを含む。これが構成比の中で、かなり大きな構成を占めていると。これは、未申告者を含むわけですが、ここの補足をする。そして適切な課税をして、そこから徴収するということは課税の公平性・平等性を考えたときに意識的に未申告者であったり、納税を拒否するための未申告、ここが一番問題だと思うのですよ。ここに対する対策はどのような議論がなされていますか。

○税務課長(谷口信一君)

未申告者でございますけれども、ほとんどは申告しても掛からない方だろうと思うのですけれども、納付書発送したあとに把握しまして、申告するように文書を出したりはしております。

○委員(植山利博君)

それは心情的にはよく分かるのだけれども、所得を正確に補足するということは課税者としての責務だと思いますので、ここは何らかの努力をするなり、対策を打つなり、そういう姿勢が求められているのではないですかということを聞きたいのですけれども、部長、いかがですか。

○税務課長(谷口信一君)

先ほどもいいましたけれども、年金にしましてもある程度所得の少ないひとは、申告する必要はありませんよというのがございまして、そういう方もおられると思います。先ほど言いましたように所得があるのに申告をされていない方という部分については所得の申告が必要ですよというようなことで、文書をさしあげておりますけれども、今後所得税関係等もありますので、税務署とも連携を取りながら考えていきたいと思います。

○委員(植山利博君)

ぜひ、税務署等とも連携を取りながら、課税する以上は課税客の実態を正確に捉えるというのがスタートですので、その辺のところの対策を考えていただきたい。それと、税収を確実に上げるということは課税客を正確に捉えるということと、**担税能力**のあるところから合理性のある税徴収をするということだと思うのですよ。そこで、先ほど言いましたけれども、これまで霧島市は何年前までは資産割を課していました。それで、試算割は都市化の自治体の中では所得が低いのに、土地だけ広く持っていて所得を生まないということで、合理性がないということで試算割を除いたわけですが、その資産割を掛ける・掛けないは自治体の判断でできるということで、もう一回確認をさせていただきたいと思いますが、よろしいですか。

○税務課長(谷口信一君)

法令上は3方式とか4方式とかいろいろございまして、条例の中でそれは各自治体で決めるべきだと認識しております。

○委員(植山利博君)

そこで試算割というのは土地の評価だけと限定されているものという理解でよろしいですか。

○税務課長(谷口信一君)

これは土地だけではございまして、固定資産税額の何%というような決め方になっております。

○委員(植山利博君)

失礼しました。言葉が足りませんでした。いわゆる、土地・建物、固定資産に対する課税という理解でよろしいですね。その上で、国が総合課税ということを目指すと。総背番号を打って、預貯金とか有価証券とか、総資産に対する課税を目指す方向で、総背番号制の導入に向けて、なかなか現実的には実施が難しいわけけれども、目指しているわけですが。自治体としてもそういう方向で、国なりに要望するなり、働きかけるなりをするかというような議論は自治体の中ではないのですか。

○税務課長(谷口信一君)

ちょっと難しい問題なのですけれども、今現在のところはその辺は議論しておりません。

○委員(植山利博君)

今後は課税の在るべき姿というのは、総合課税だと思うのですよ。二重課税だというような話もありますね。一旦所得税で払ったものを蓄積したものに再度課税するのとかという話もありますけれども、相続税だって二重課税なんですね。ある意味では、だからやはり「担税能力」のあるところから合理的な税を頂くと。制度設計の中では今後は預貯金とか有価証券とか、そういうところにも健康保険税等の課税客体として、組み込んでいくということは、私は必要だと思っています。これは私の昔からの自論ですので、そういう取組をぜひ、自治体としても今後はこういう制度は、すばらしい制度ですので、今後国民皆保険を堅持するためには、そういうことも必要だと思っておりますので、そういう取組や働きかけをぜひされることを求めていると思っておりますが、いかがですか。

○生活環境部長(塩川 剛君)

合併後本市においては、試算割の部分がゼロということになったわけです。今回国保税の議論をする中で、その辺まで遡ってなぜなかったのかというところ等の議論を行っております。それで、霧島市のほかに奄美市・鹿児島市もそういう試算割がないというところ等の検証も必要があるだろうし、あと30年から県が保険者となります、その際の保険税の在り方というのも勉強は当然していかないといけないのではないかと思います。

○委員(中村満雄君)

資料の7ページで所得階層別世帯数の状況というのがあるのですけれども、非常に疑問なのですが、霧島市の統計資料というのがあるって、市がホームページで発表していますよね。あれの一人当

たりの所得というところの見方がよく分からないのですが。どうなのでしょう。統計書などを見るのと霧島市の全人口の所得が一人当たり264万円という数字が出ていると。それが国保世帯だとすると京セラの職員なんかはべらぼうな給料をもらっているのかということになるわけですね。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

7ページの資料については国保加入者の所得階層という形になります。ですので、低い方々が多いということになります。一人あたりの所得200何万円というのは、会社員とか全ての方たちを含めた形での統計数字だと思います。

○税務課長（谷口信一君）

付け加えさせてください。今言われた霧島市全域におきましては、給料をもらっている方は所得がゼロというのはあり得ないわけですね。国民健康保険の場合は先ほど説明しています100万円未満が60%を超えているということで、全然構成率が違うということで、平均所得もぐっと下がってしまうというような状況でございます。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後2時18分」

「再開 午後2時25分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。先ほど植山委員がおっしゃったことで、27年度は税率を引き下げた税率で継続をしていくという方向性で検討していくということですがけれども、先ほどの説明でいけば、約7億円の赤字が出るわけですね、これをどうするのか、繰上げを充当するのか、一般会計から繰入れをするのか、これは目の前にあるお話で、先ほどのお話で安定化事業において、3億7,000万円くらい入ってくるのだけれども、それでも差し引きをすれば赤字ですね、植山さんの質問に対して、そこも含めて今後検討するとあったのですがけれども、現実問題として、赤字が幾らでというのが出ていて、収入増が幾らでというのは、もう差額があるわけですから、その辺りの方向性というのをここで明らかにできませんか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

先ほど申しました収入の増の部分については27年度ということになりますので、26年度には入っていないと。先ほど示しましたとおり26年度については現時点の見込みが約7億円程度と見込んでおります。この対応をどうするかということですがけれども、今のところでは決算を実際見てみないと何とも言えないのですがけれども、7億円のままであれば繰上充用で対応させていただきたいと思っています。

○委員（宮内 博君）

先ほどの無保険者をどういうふうに保険に加入することに結び付けて補足をしていくのかという点についてですけれども、私も相談を受けた方の例で、一旦親元を離れて、よそに出て行って、そちらで仕事を失って、親元に帰って来て、そのときに結局手続きをしていなかったわけですね。それで親元に帰ってきているのだけれども、保険証を持たずに生活をしていたということで、重い病気にかかって病院に運ばれて、その段階で初めて保険を持っていないということが分かって、結果的にその方生活保護で生活せざるを得ないということになったわけですから、そういった事例というのは若い世代に増えているのではないかと思うのですけれども、その辺を市のほうで情報を捉えてきちんと確認ができるというような形でできたのではないのかということ、そのときも担当課のほうにも若干話をした経過があったのですが、なかなか難しいということでした。それで結果的に無保険ですので、保険証を持っていないと少々の病気では病院に行かないのですよ。10割負担になるわけですので、それで重篤化してから大変高い医療費を請求されなければいけないということになるケースだったわけですから、その辺の対策について部内で議論をしていることがあればお示しをください。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

具体的に転入とかされた場合につきましては、社会保険でない場合は保険年金課に行って、手続きをしてくださいとか、そういう活動等はやっております。現時点で保険をもっていない方に対しての対策とか通知とか、そういうものについてはこちらで把握できませんので、その分については行っておりません。

○委員（宮内 博君）

だから、そういう例があったのですよ。その転入の手続きをして、次は保険年金課のほうへ行ってくださいと言われるでしょう。その手続きをしていなかったわけですよ。例えば国保税などの滞納をよそで残したままであったりというケースもあるでしょうし、様々な事情があっただろうと思うのだけれども、その方はそこで手続きをしていなくて、そのまま無保険の状態だったということなんです。先ほど言ったように若い方が病気にかかる確率というのはそんなに高くないです。高齢者の場合は保険証を持っていないと不安で仕方がないということになるのでしょうかけれども、そういうケースを私が複数体験しているものですから、もう少し補足できる対応があるのではないのかなというふうに思うものですから、そのことを聴いているわけです。

○生活環境部長（塩川 剛君）

先ほど報告しましたとおり、転入等があった場合は市民課で手続きをしてくださいとお願いするわけですが、その後のフォローということでの対策の議論はしておりません。先進地でそういうのがあるのかどうか分かりませんが、調べてみたいと考えております。参考になる事例があれば参考にさせていただきたいと思っております。

○委員（植山利博君）

いつも言われることなんですけれども、税収アップのための徴収率の向上、ここは20代、30代の

徴収率をどう上げるかというのは一番大きな課題だと思うのですが、啓発・教育、その辺しかなんだろうと思いますが、どのような対策を講じられようとしているのか、また、どのような議論があるのか。

○税務課長（谷口信一君）

収納課の職員が来ておりませんので、はっきり分らないのですが、今盛んにやっているのがコールセンターからの督促というようなことを盛んにやっております、これによる効果が十分あったというような話は聞いております。

○委員（植山利博君）

徴収のための督促、コールセンターから再三に渡って督促するという、ただ、徴収しよう、徴収しようということではなくて、この制度そのものの理解を広める、若い人にとってみれば、極端なこと、77万円ですか、限度額いっぱい年間納めて、一回も行かなければ、まるっきり掛け捨てなんです。だけれどもそのことが自分が70歳、80歳になったときに大変大きな恩恵として帰ってくるんだと、そういう総合扶助の制度なんだという、そのところを教育をする。徴収をする課だけでなく、教育委員会と連携するとか、制度設計の日本の医療介護保険としての、国民皆保険のすばらしさを十分理解してもらうための取組をいかにするかというのが大事なのですが、その辺のところを我々の所管ではないと、そういうことでなくて、全庁横断的に、先ほど言ったように教育委員会とか企画部、総務部、全部入れて取り組む必要があると思うのですけれどもいかがですか。

○生活環境部長（塩川 剛君）

介護保険、後期高齢、しいては年金の問題等も出てくると思いますので、自分が若い頃どうだったかなと思います、本当に無頓着だったと思います。社会人となって自分でそういう長期・短期等を掛けだしたときにどういう制度だというのが、だんだん分かってきたというのが実態かと思えます。その辺の認識というのを若いうちからしていくというのは非常に大事なことかと思えます。以前、私もこういうのを若いうちから教育委員会ではできないのかなとお話申し上げましたら、もうやっているよということだったので、実際どういう形でやっているのか私も把握いたしておりませんので、カリキュラム化してあるのであれば、その辺も調べてみたいと思いますけれども、独自でできるようなところがあればそういうのをやっていただけるような働きかけというのでも検討してみたいと思います。

○委員（宮本明彦君）

今、植山議員が言われたのは資料の4ページ、調定額が一人当たり7万5,000円ですか、7万5,000円払って、次の8ページで被保険者一人当たりの医療費の推移ということで、38万8,000円くらい払っているということは、これが7割の部分に相当するのでしょうか、そうとうなメリットがある制度だなと思いますので、ぜひそういうところはみんなに知らせるようにしていただきたいなと思います。そういう中で、先ほどあるように所得が少ない人が多いのですよね。例えばこれは上から順にゼロから100万円未満、200万円未満というのがありますね。この一人世帯の人数というのを横

並びにしていったところがいいのか、あるいは縦軸が所得で、横軸が年齢といったらいいのですか、そういった形でマトリックスにして、例えば国民保険税、このマトリックスのこの中に入る人はどれくらいの金額を払っているんだと。減免が2割、5割、7割ありますよね。そういった形でマトリックスの中にある人はどれくらいの国保税を払っているんだ。それから医療費はマトリックスの中でどれくらいかかっているのか、さらには未納額であったり、未納率であったり、そういったマトリックスができてきたら、どこを重点的に徴収をしないといけないのか、どこを重点的に医療費を下げるための取組をしていかなければならないのかというのが、もっと分かりやすくなるのかなと。確かに今健康増進のほうでは病気の種類によっていろんな措置をしているというのはあるのですけれども、もう一回そういった分析をしてみたら、まだより攻めやすいところが出てくるのではないかなと思っているのですよ。先ほど20代、30代の納付率が悪いというのがありましたけれども、だけれども人数的に多いのは50代、60代なんですよ。ほんとうにたくさんのお金を徴収すると思ったら、本当はそういった多くの滞納を抱えている世代をターゲットにしたほうがいいということもありますし、20代、30代だったらこれから40年、50年払わないといけないので、早く払ったほうが良いという言い方もありますから、それも大事だと思いますけれども、もうちょっとそういったデータもまとめられないのかというのもお聞きしたい。

○保険年金課長（宝満淑朗君）

26年度の状況で言いますと、7割軽減というのが基本的には100万円未満ということで、世帯的には大体7,804世帯ということで39.31%、それから5割軽減につきましては、200万円未満がほとんどで、2,907世帯ということで、14.65%、それから2割軽減につきましては所得が300万円未満も入っておりますけれども、2,178世帯ということで10.97%ということで、2割、5割、7割軽減でいきますと、大体65%くらいを占めている。軽減のないところが35%というような流れにはなっております。

○委員（宮本明彦君）

そういったのは分かるんですよ。だから先ほども言ったようにマトリックスにした場合一人平均で7万3,000円とか4,000円なんですよ。ところが実態が分からないから言っているのですけれども、7割軽減、5割軽減、2割軽減の人はそれぞれどれくらい払っているのと、300万円以上の人はどれくらい払っているのと。例えば12の表でいって縦軸がゼロから800万円以上ありますよね。横軸に人数であったり、一人当たりで言ったら年齢でもいいのかもしれないけれども、そういうところにどれくらいの人数が当てはまっていて、どれくらいの国保税をその方々が払っているのか。平均が7万円だったら、所得がなくて2万円くらいの方もいらっしゃると思うのですよ。そういったところを明らかにしていただいたら、まだ国保のシステムというのがよく分かるのかなと思うのですよ。あとは徴収率であったり、どの年代が一人当たりどういう医療費がかかっているのかとか、そこをターゲットにしていくとか、未納についてもそこをターゲットにしていくとか、健康増進を図るために医療費についてもそこをターゲットにしていくとか、そういったところが、もうちょっ

と見えるような資料ができませんかという質問なんですけれども。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 2 時 4 4 分」

「再 開 午後 2 時 5 0 分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○生活環境部長（塩川 剛君）

ただいま宮本委員から、いろいろと御指摘を受けております。徴収だけの問題ではなくて、医療費となりますと、今聞いてみますとレセプトで48万件ほどありますので、合理的な方法の中で効果的な分析ができないか勉強させていただきたいと思います。

○委員長（時任英寛君）

ほかにございませんか。

[[「なし」と言う声あり]]

○委員長（時任英寛君）

ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2 時 5 1 分」

「再 開 午後 3 時 0 0 分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。子ども・子育て支援新制度に係る保育料についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

皆様お疲れ様です。それでは保健福祉部において平成27年度予定しております、子ども・子育て支援制度に係る新保育料について主管の課長又は係のほうから説明をさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○子育て支援課主事（森枝広喜君）

子ども・子育て支援新制度、こちらが実施されるに当たりまして、各市町村では認定区分ごとに利用者負担額の設定を行うことになっております。こちらの子ども・子育て支援法における利用者負担の提議なのですが、保育・教育に係る費用につきましては、所得等に応じて利用者の一部負担をお願いする形になっております。1号認定については幼稚園児、2号、3号認定については、いわゆる保育園児と考えてください。更に2号認定と3号認定については児童の年齢によって区別がなされております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

ただいま説明させていただいております、認定区分のところは今までの制度と全く違う概念ですので、この認定区分につきまして、十分、今説明をしておりますが、後でもずっと出てきますので、1号認定とはどういうものかといったものをしっかりと把握をしておいていただければ、後の説明がしやすいということになりますのでよろしくをお願いします。

○子育て支援課主事（森枝広喜君）

2号認定、3号認定のところが先ほど年齢に応じて区別がなされているということの続になるのですが、さらに2号認定、3号認定につきましては、保護者の就労時間等に応じて保育標準時間認定、保育短時間認定というふうに更に細分化なされるようになっております。この保育標準時間というのが今までの保育園の利用と同じと考えていただければと思います。現在と同じ11時間が基本時間、保育短時間認定については保護者の就労時間が短い方などを対象としているのですが、8時間を基本の利用時間というふうになっております。標準時間と短時間で料金設定も異なっているのですが、この料金設定の差額などについては後程説明させていただきます。平成26年度、今現在の財源率につきましては、経過措置により、全員保育標準時間で認定を行いまして、今までと同じように利用ができるようになっております。利用者負担につきましては、国が定める額を限度として、設定を行います。次に利用者の階層区分を決定するに当たっては、現在は所得税額を基準として行っているのですが、市民税を基本として設定を行うようになります。次に先ほど申し上げた認定区分ごとに同一の料金表を用いることになっております。最後に2号認定と3号認定の利用者負担額につきましては保育標準時間・短時間の区別を設定することになっております。以上の事柄を基に霧島市の利用者負担を設定いたしました。ここからは横長の別紙のほうも使って説明させていただきたいと思います。縦長の資料は2ページの保育料体系の考え方についてのところ、別紙のほうは1ページのほうを説明させていただきます。まずこちらの表の見方について説明をさせていただきたいと思います。表の左から2番目、階層区分（国）と書いてある箇所があると思うのですが、こちらが国が定める所得階層になっておりまして、その右が国が定める上限額となっております。一つ例を取りますと、国の階層③を御覧ください。こちらで定められていることが、市民税の所得割課税額7万7,100円以下の世帯の保育料については、その右の金額1万6,100円以内で定めなければならないということになります。市はこの範囲内で金額の設定、階層の細分化を行うようになっております。更に下の表、母子・父子・障害等世帯についてという箇所を御覧ください。こちらにありますように一定以下の所得の方で母子世帯等に該当する場合は、通常の保育料から減額ないし免除を行う形になっております。霧島市では通常の世帯と区別をするために階層区分のところGという文字を付して区別を行っております。例えば上の表に戻って御覧いただきたいのですが、国の②に該当する方は通常3,000円が標準額になっているのですが、その下、母子世帯等を見ていただきますと、国の②のGにつきましてはゼロ円、無料になっていることが分かると思います。そして、よりイメージをしやすくするようにということで、表の一番左のほうには推

定年収の欄を設けております。こちらはあくまでおおまかな目安でございますが、右の階層区分の税額を年収に置き換えたものになっております。例えば年収250万円の方でしたら、②に該当いたします。年収600万円の方でしたら④に該当するというような形になります。こちらの推定年収は下の参考と書いてある箇所にも記載しているのですが、国が規定する平均的な世帯、夫婦及び18歳未満の子供2人、計4人世帯で、妻が夫の扶養の範囲内に入っている世帯における所得のおおまかな目安となっております。そしてこの国の上限額の範囲内で設定した市の案が国の上限額の欄の右、階層区分(市)・市基準額(私立)となっております。それでは具体的に表の中身の金額等について説明をいたします。資料の2ページを御覧ください。2保育料体系の考え方についての(1)教育標準時間認定を受けた子ども(1号)、いわゆる幼稚園児についてを御覧ください。まず、ア、1号認定の利用者負担案については、新設であり、国の階層基準額を基本として設定しております。先ほど申し上げましたとおり、1号認定児童がいわゆる幼稚園児に該当する児童になります。今までこういった幼稚園児の利用料につきましては各幼稚園で別々に保育料の設定を行ってまいりました。それを今後、新制度に移行し、認定子ども園となる幼稚園につきましては各園一律の保育料体系で、所得に応じた保育料をいただくという形に改めることになりました。今までまかった表を新しく作るようになりますので、まず国が示した階層上限を基に案を設定しております。A階層及びB階層を国の上限額及び公立幼稚園と同額としております。横長の別紙のほうの1ページを御覧ください。ここの階層区分、国の②、階層区分(市)のB階層を御覧ください。こちらで見比べていただくとわかりますように、国の上限額3,000円に対し、階層区分(市)のBの3,000円と同額になっていることが御確認できるかと思えます。その上①生活保護世帯のAのところも同様になっております。こちらにつきましては、公立幼稚園の現行の保育料、そして来年度の案も加味したものになっております。1号認定子どもと2号認定こどもの整合性を図る観点から、C階層、所得割課税額4万8,600円以下を設定いたしました。こちらを少し詳しく説明いたしますと、1号認定子ども、いわゆる幼稚園児と2号認定児童、いわゆる保育園児は同じ園、同じ認定子ども園の中にいらっしゃる場合はサービス内容は同じになっておりまして、基本時間が異なるのみとなっております。国基準のまま料金を設定してしまいますと、同じ所得階層、同じ税額で基本時間の短い1号認定の方のほうが2号認定より高い料金となってしまい、それを防ぐため市のほうではC階層を設定する案を作成いたしました。実際数字を比べていただきたいと思いますので、別紙の4ページを御覧ください。こちらが今回作成いたしました市の利用者負担案を1号認定から3号認定で横並びに比較できるようになっているものです。一番左、1号認定のCの階層とDの1の階層が、もともと国の区分では一つの階層になっているものです。もし、この階層が国の基準のままで一つのままでありましたら、1号認定のCの階層の金額もDの1、その下の金額と同じになりまして、1万4,500円となりまして、2号認定の同じ所得階層、その右になるのですが、2号認定のCの2の1万2,000円という金額に対しまして、2,500円高くこととなります。これを防ぐために1号認定のほうにC階層を設けまして、金額を1万円と設定しております。これにより1号認定の金額と2号認定の金額を横並びで見えてい

ただきますと、全ての階層で同じ所得であれば1号認定の金額が2号認定の金額より低くなっていることが御確認いただけるかと思えます。次にエの説明をいたします。こちらエが母子世帯等につきましては、国が定める額以上に減額を行う案となっております。再び別紙の1ページを御覧ください。こちらでも具体的に例を挙げて説明をしたいと思えます。まず、階層区分(国)の③そして③にGが付されている箇所を御覧ください。こちらの上限額を比較していただきますと、国の③が1万6,100円、そして③にGが付した箇所は1万5,100円と1,000円の減額となっていることが確認できるかと思えます。次に市の階層区分(市)のC階層区分(市)のCGの金額を比較していただきますとCの1万円に対しまして、CにGが付した箇所につきましては6,500円と3,500円の減額となっていることが御確認いただけるかと思えます。こちら階層区分(国)の②Gそして階層区分(市)のBGにつきましては国も市も共に無料なので、こちらについては国と変わらない形ではありますが、そのほかにつきましては同じように国が定める額以上の減額という案となっております。次にオについて、D1からE階層につきましては、現行の霧島市の私立幼稚園の保育料の平均額2万5,300円を考慮し、所得に応じた金額を設定いたしました。再び別紙の1ページを御覧ください。こちらで御覧いただけますように階層区分(市)のD1が1万4,500円、D2が1万9,000円、Eが2万4,000円としておりまして、現行の霧島市の平均私立幼稚園保育料の範囲内で所得に応じた負担額というものを設定いたしました。以上が1号認定の利用者負担案の説明になります。次に別紙の2ページ、3ページを御覧ください。こちらが2号認定、3号認定、いわゆる今までの保育園児の利用者負担で新制度の保育園児に当たる利用者負担の案となっております。2号認定と3号認定がほとんど同じ構成となっておりますので、2号認定についてを中心に説明させていただければと思えます。こちらがこの表の見方について説明をさせていただくのですが、概ね先ほど説明をいたしました1号認定児童と同じように左から推定年収、国の階層区分、国の上限額で市の階層区分、市の基準額というふうとなっております。ただし矢印部分の左の表につきましては、現行の保育所の利用者負担、保育料の表、そして矢印部分から右につきましては、新制度における利用者負担案の表となっております。それでは表の中身について資料に添って説明いたします。ふたたび資料の3ページを御覧ください。こちらの(2)保育認定を受けた子ども、(2・3号)について説明いたします。まずア、2号認定子ども・3号認定子どもの利用者負担額につきましては現行制度の利用者負担の水準を基本とし、階層区分は現行と同じになるよう設定をいたしました。別紙の2ページを御覧ください。ここでも例を挙げて確認をしていただきたいと思います。まず、矢印の左、現行の保育所の利用者負担、市の階層区分、D2を御覧ください。この階層につきましては所得税額2万5,000円未満の方がこの階層に該当することとなっております。それに対しまして矢印から右、新制度の利用者負担案の階層区分(市)のD2を御覧ください。こちらの階層が市民税の所得割課税額8万円未満の世帯となっております。先ほど1号認定の説明の際にも使いました平均的な世帯、夫婦及び18歳未満の子供2人、計4人世帯、妻は夫の扶養の範囲内の世帯でありましたら、所得税額2万5,000円未満の世帯の方が市民税所得割課税額8万円未満と対応するようになっておりまして、ほかの階層につ

いても同様の考えで設定をしております。なので新制度に移行して、所得税額を基とする表から市民税額を基とする表になるのですが、平均的な世帯の方であれば、ほぼ同じ階層区分になります。次にイの説明をいたします。保育標準時間、先ほど申しあげました基本利用時間が11時間、今までの保育所と同じ世帯なのですが、保育標準時間と保育短時間、基本時間が8時間となっている世帯の差額につきましては国の基準に準ずる形で設定をいたしました。再び別紙に戻っていただきまして、2ページの矢印の右、新制度の利用者負担（案）の箇所を御覧ください。こちらに先ほど説明いたしましたとおり2号認定児童は3号認定児童とともに保育標準時間、ここでは市基準（標準時間）と記載しておりますが、標準時間と短時間の区別が設定してあります。料金につきましては国の基準において、標準時間と短時間の間で約1.7%の差額が設定されています。市の案もそれに準ずる形で設定をしております。例えばここでも国の④の階層を御覧ください。標準時間の上限額が2万7,000円であるのに対して、その更に右、短時間の上限額が約1.7%減の2万6,500円となっており差額が400円となっております。市の案ではこの差額をそのまま用いております。利用者負担（案）の市の階層D2を御覧いただきたいのですが、標準時間の金額が2万500円、短時間の金額が2万100円となっておりますように、同じ差額400円を適用しております。この考え方はほかの階層及び3号認定についても同様に設定をしております。次に資料のウを御覧ください。こちらに低所得者層である階層区分（市）のB、C階層で及び母子世帯等の階層区分にGが付されている世帯につきましては、現行より低くなるよう利用者負担額を設定しております。特に母子世帯等につきましては現行より減額を大きく行っておりまして、より利用しやすくなるように設定を行っております。こちらでも具体的に例を挙げます。再び別紙の2ページを御覧ください。まず現行の利用者負担、矢印の左側になるのですが、その階層区分（市）のC1を御覧ください。こちらの市の基準額を見て頂きますと1万1,000円となっておりますが、矢印の右、新制度の利用者負担（案）の同C1の標準時間の金額を御覧いただきたいのですが、9,500円と1,500円の減額を行っております。更に下の表、母子世帯等についての表を御覧いただきたいのですが、人口の市の階層C1Gにつきましては、金額が1万円であるのに対し、新制度の同C1Gでは標準時間の金額を6,000円と4,000円の減額を行っております。先ほどと同じようにBにGが付されている世帯につきましては現行も無料ですので、そのまま無料としておりますが、その他低所得者層で言いますと、B階層、C2の階層、そして母子世帯等につきましてはC2のGが付されている階層につきましても同様に利用者負担の軽減を図る案となっております。最後にまた資料に戻っていただきまして、エの説明をいたします。D1からD9の階層につきましては所得に応じて段階的に利用者負担額の見直しを行っております。再び別紙の2ページを御覧ください。こちらでもまず現行の保育所利用者負担の階層区分（市）のD1では現行の1万8,200円に対して、新制度の同箇所では1万8,500円と300円の増加、階層区分（市）のD4につきましては、現行では2万6,000円に対しまして、新制度の同D4につきましては2万7,000円と1,000円の増加となっておりますように、各所得階層に応じまして負担の見直しを行っておりまして、増加の金額の幅といたしましては、300円から1,850円の範囲内となっております。以

上が2号認定の利用者負担（案）の説明になるのですが、3号認定の利用者負担（案）についてもほとんど同じ内容となっております。簡単に説明いたしますので、別紙の3ページを御覧ください。

3号認定児童につきましては、いわゆるゼロから2歳児の保育園児でありまして、2号認定と比較をいたしますと、実際の保育に必要となる金額が大きくなっております。そのため利用者負担額も全体に2号認定より高くなっておりまして、2号認定の利用者負担案との違いは、その点になっております。それでは別紙4ページ、5ページを御覧ください。今説明しましたことをまとめたものがこちらの資料になっております。4ページでは先ほど見ていただきましたように、1号、2号、3号認定の利用者負担案が所得階層ごとに横並びになっているものです。5ページについてはその他の備考になっているのですが、その内容を説明させていただきます。まず、1番上の項目が第2子、第3子の減免制度になっております。こちらは今までと全く同じ内容になっているのですが、第2子につきましては、基準額の半額、第3子以降は無料になるというものです。ただし、1号認定児童、いわゆる幼稚園児と2号、3号認定児童、いわゆる幼稚園児の間では、第2子、第3子のカウントの仕方が異なっておりますので、そちらを図に示しております。次に一つ飛ばしまして、3番目の項目につきましては、月途中の入退所の際の利用料の規定、その次の4番目、5番目の項目が市民税を基本として計算する際の補足となっております。こちらの備考につきまちはいずれも国が示した基準でありまして、全国共通のものとなっております。以上で説明を終わります。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

補足で一言説明申し上げます。別紙の1ページを御覧ください。国の階層区分が②です。②が3,000円となっております。これにつきましては当初国の上限額3,000円が9,100円ということになっておりましたが、先の1月15日の内閣府の子育て準備室から通知がございまして、この区分につきましては、幼児教育無償化に向けた取組の一環として、低所得者層への支援といたしまして、国が定める水準の一層の軽減を図ることによりまして、利用者負担の上限額基準を3,000円に変えたというところでございます。

○委員長（時任英寛君）

ただいま説明が終わりました。委員長のほうから相対的な考え方として就園奨励費、これの取扱についての御説明がありませんでしたので、これについての説明をお願いします。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

就園奨励費につきましては、国と市単独がございしますが、これにつきましては、今までとおおり私立幼稚園に残る幼稚園、6箇所ございますが、それにつきましては今までとおおり就園奨励費が払われるということでございます。新しく認定子ども園になった所には対象外ということになっております。

○委員長（時任英寛君）

先ほど説明があったところで幼稚園でも私立、公立というのが出てきたのですけれども、あくまでも認定子ども園に限って就園奨励費は出ないと認識すればいいのですね。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

認定子ども園と中には新制度に移行する幼稚園，それにつきましても就園奨励費は出ません。

○委員長（時任英寛君）

新制度だから認定子ども園ということでしょう。

○子育て支援課主事（森枝広喜君）

新制度になりまして，幼稚園は三つの類型に分かれる形になります。一つが現行制度のままのこの私立幼稚園，もう一つが新制度に移行しますが，経営実態としては私立幼稚園，新制度に移行する私立幼稚園，そして認定子ども園化する幼稚園と三つになります。

○委員長（時任英寛君）

そして新制度に移行にしない幼稚園の保育料はここでは定めないんですよね。今三通りあるのだけれども，新制度の幼稚園と認定子ども園の1号認定については保育料ですよと。こういうことですよね。

〔「はい」と言う声あり〕

○委員（植山利博君）

前回この子ども・子育て支援制度に係る説明を受けたときは，今年度の10月から消費税が10%に引き上げられることを前提にして，それを財源とした様々な新しい制度ということで説明を受けたというふうに思っているのですが，そのことが先送りになって財源措置がまだ定かでない中で説明ですということを受けたわけですが，そのことが先送りになったことで，予定されていた新しい制度の中で実現できなかったものがあるのであれば，どのようなことが先送りになったのか，具体的なものが分かっていたらお示しをいただきたい。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

具体的にこういったものがというのが，事業ごとにこれが満足にいきませんでしたということは見えにくいところであります。とういのは，今年3%上げて，その8%の財源とその他の財源を合わせながら，来年，今度4月以降の制度を設計しておりますので，そこで国が予算の中で使えるお金を予算を付けてきておりますので，先送りになった分を国がどう手当てするかによって，毎年の国の予算の組み方によって変わってくる可能性があります。1号認定については先ほど9,100円の層が3,000円にしてきたということがありますので，その流れの中にはどうにか幼稚園部分の無償化の方向性を持ちながら毎年そういう設定をしていくだろうと考えられます。ですので，利用料についても特に1号は国の基準が下がれば，こちらも下げるわけですので，そちらの辺りは財源の組み方によって変わってきます。ですので，毎年の財源の組み方を注目していかないといけないところでございます。

○委員（植山利博君）

ということは，消費税の税率アップは現実に先送りになったけれども，制度設計そのものは当初予定していた通りに進めていくと。ただ制度設計の中の負担の在り方を少し先送りする部分もある

と、ただ、国は消費税のアップによる財源確保のほかに財源の手当てをしながら、当初予定していた制度設計はスタートを切ったという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

おっしゃる通りでいいと思います。ただ、量的なものに力を入れる部分は強く出ています。質的なものが乗っかっていますけれども、その質的な加算がもっと財源確保していくと年々質的な部分で、処遇的なものも含めて厚くなっていくものと考えております。

○委員（植山利博君）

ということは、小規模の24時間対策の子供を預かる施設等にも条件が整えば補助金出しますよとか。その例えば資格を持っていない保育者の方々にもきちっとした研修会とかそういった場面をつくれますよとか。その辺のところは若干手の届かないところもあると、具体的にはそういう事例も出てくるわけですか。その辺がかなり議論をしたところなんですよ。かえって格差ができるのではないかという議論もあったし、逆に私どもは、いろんな多様な保護者の働き方に対応できる制度設計につながるから喜ばしいことだという見解で議論をしたわけですが、その辺のところの担保というのはいかがですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

個別の事業につきまして、細かな設計というか、金額がどんどん見えてきています。それを基に今年予算で再計算したらどうなんだというところの作業を今後していかなければいけないと思えますけれども、それによって年々その部分が良くなっていく方向にあるとは思っておりますけれども、後は市町村の考えで待機児童をどの方法で、その地域において解決していくかというのは、市町村によって考え方が違うと思っております。

○委員（宮内 博君）

概略の説明を頂いたのですが、特徴的には母子・父子。障害者世帯については軽減額を大きくしたということでの説明を頂いたのですが、一方で先ほどの説明のD4の階層以降の部分については実際、値上げという形で措置をしている部分もあるのですが、その基準としたものはどういうところにあったのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

母子・父子。障害者世帯を安くしまして、D1階層からD9階層まで300円からDの上に行くに連れて段階的に料金を若干ずつ上げさせていただいたところでありまして。その階層で父子・母子・障害者世帯について、いわゆる一般財源の持ち出しのこともございますので、そこで若干調整させていただいたところがございます。

○委員（宮内 博君）

要するに一般財源からの負担の抑制をして、市民所得割の6万5,000円以上の方たちの負担でその分を賄ったということですよ。実際にこのレベルというのは近隣と比較してどのような状況になるのかということも既に検討されているのではないのかと思いますけれども、その辺はどうなんです

か。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

まだ保育料の案として出しているところが薩摩川内市だけです。始良市とか鹿屋市は出ておりませんで、薩摩川内市と比較すると階層の区分も薩摩川内市と霧島市では違います。それと一概に霧島市ではこの階層が安くて、薩摩川内市ではこの階層は高い、あるいはその逆もございまして、なかなか一概に比較のできない部分もございまして。その辺は薩摩川内市も参考にさせていただきましたけれども、若干苦慮しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

昨年の6月か9月の一般質問の中で霧島市の保育料の在り方についてお伺いをしたのだけれども、そのときは鹿児島市などと比較をして申し上げた経過があるのですが、霧島市の特徴としてD4階層から上の部分ですね、所得階層が上がる部分については低い傾向にあるけれども、D3階層までは対鹿児島市と比べて霧島市の場合は高い傾向があるということで、所得の低い部分に対して高くするというのは少し違うのではないですかという問題提起をした経過があるのですが、これをそのまま移行して、今回300円から1,800円の引き上げを行ったという報告でありますけれども、まだ詳細については比較ができないのですが、D1から押しなべて引き上げたという点については、近隣との従来の保育料との比較等について検討はされなかったのかどうかお聞きしておきます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

D1から負担をお願いをしているということにつきましては、鹿児島市も含めまして、近隣市の具体的な案を確認できない状況でありました。ですので、比較とかはしてはおりません。今まで従来の霧島市の保育料の基準から大きな負担を掛けたり、大きな減額もあるのでしようけれども、それを基の基準にして所得が大体同じところだったら同じ、それから所得が低くなる場所にはそれなりに配慮しようと、その分D階層から段階的に所得に応じて負担をお願いしているということがあります。所得に関しましては国の基準が示しますとおり、これくらいの収入があればこれくらいの負担ができるだろうという国基準を見ると、これと比べればかなり低い水準でありますけれども、従来決めていた部分と比較して若干負担をお願いした部分もあります。

○委員（宮内 博君）

それで今回どれくらいを試算しているかというが分かりませんが、300円から1,800円の引き上げをして、母子・父子・障害者の分の削減をしているという点で、実際どれくらいの金額を試算されたのですか。引き上げた部分で全てペイするという形にしたのか、再度そのところを金額的な面も含めてお聞かせください。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

一般財源の持ち出しにつきましては、2億4,000万円程度あったのですが、新しい基準に試算しますと人数が同じくらいであれば、大体同じくらいになるという計算はしております。ただ、2号認定、3号認定が当然ながら人数が多くなりますと一般財源の持ち出しも多くなるというところでござい

ます。

○委員（宮内 博君）

2億4,000万円というのは、今回の取組をやったことによって新たに負担が生じたという理解でよろしいのですか。そうじゃないでしょう。私が聴きたいのは実際、300円から1,800円の引き上げをやったので、どれくらいの財源を得ることができて、そして母子・父子・障害者世帯に対する措置分でどれくらいの費用が必要であったということを試算しているのですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

旧の基準と新の基準で市の持ち出しがどうなのかということですが、今の金額は同じ、大体それくらいの範囲で持ち出しがされているということ。だから新たな財政投入というような形ではなくて、今まで通りの持ち出しはありますけれども、市の持ち出しは同程度というふうにして考えていただければと、そのように試算しました。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 3時50分」

「再開 午後 3時51分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

今手元に詳細な計算がございませんので、後ほどお示ししたいと思います。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

大ざっぱな申し上げ方になりますけれども、2ページの2号に認定利用者負担額、いわゆる保育所と認定子ども園という一番核になるところでございますけれども、この中で新制度の利用者負担（案）という右側の表がございますが、その表の階層でいけば、①から③、いわゆる生保、市民税非課税世帯、所得割が4万8,600円未満という、比較的所得が低い世帯が、大体3割程度かなという試算、そして、母子・父子・障害者世帯が17%から20%、そうなるといわゆる低所得者、母子・父子・障害者、いわゆる弱者世帯に対して、D1階層から上の比較的収入のある方々に負担を頂くということでバランス的にはそういう結果的には計算になったということをご参考にしていただければと思います。

○委員長（時任英寛君）

正確な数字は後ほどまいりますので。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

あくまでもシミュレーションをした試算の段階の数字ですので、こういうことだというのはありません。

○委員（宮内 博君）

私の手持ちの資料で見ると所得階層区分、推定年収350万円以下が42.7%というふうになっているようなのです。ですから57.7%がそれよりも収入が多いということになっているわけなのですが、D1ではなくて、D4でした場合には、大体69%くらいを補足できるというふうになるものですから、あえてそのところを申し上げたという経過があるのですが、その辺のことを考えてほしかったなという点で問題提起をしたところでもありますけれども、ほかの自治体との保育料差についてはあまり、そのところを総合的に検討しなかったということでもありますので、一応そういう問題提起をしたということだけは御理解を頂きたいと思います。

○委員（蔵原 勇君）

1件だけお尋ねいたしますけれども、近隣の19市のうち、霧島市での負担割合はどのようになっているのですか。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

現時点では薩摩川内市がこういう目安ということはしております。あとは存じておりません。

○委員（中村満雄君）

公費負担は定額なのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

今でいう保育園の運営費の部分だと思いますけれども、これにつきましては、年齢によっても単価が違います。あと人数によっても違います。一概に幾らと言えないところで、1歳ごとに単価が違います。一律ではありません。

○委員（中村満雄君）

それで、今ここで頂いている説明というのは利用者負担を主に説明していただいているのですが、これは幼稚園とか保育園を経営される立場から見たら、利用者のほうはこういった条件でもってうちの子供は幾らだとか、そういったことは推定できるかもしれないけれども、幼稚園を経営している方から見たら、この子供から幾らの収入が得られるのだろうかとか、経営者の立場からしたときに大変な負担になるんだなと思ったのが正直なところですが、こういったことに対する事業者に対する説明というのはどうされるのですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

当然こうやって皆様に案としてお示しいたしておりますので、この案を基に御意見を聞いて、他市の状況なども経営者の方は御存知ですので、その方々の意見は十分お聞きするところでございます。これはあくまでも素案でありますので、変更される可能性もあります。その辺の事情を十分聞いた上でこれに決定するかどうかというのは今後、年度初めまでに決定したものを利用者にお知らせするというような形です。法定価格の部分でいうと大体国と同じ基準で決めれば、2階建てなのですが、1階建ては利用者負担、国よりも安くすると市が持ち出しますので、その部分は国と同じお金がちゃんと入ります。その次の施設が運営するためのお金というのは、先ほど言いま

したようにゼロ歳児何人，1歳児何人，3歳児何人というふうな形で毎月変化します。だけれども基準に則った額で，ちゃんと返りますので，経営する側はある程度の定員をこういう感じで運営していけば，入るお金は計算できるというふうに考えております。

○委員（中村満雄君）

ということは当然安定的なこういった子育て支援の制度というか，そういったものを確立するためには，事業者そのものの安定した事業の見通し等をできるようにするということが不可欠であると思っているのですが，その辺はたぶん大丈夫だろうとそういったことで，今の答弁がありましたけれども再確認します。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

今まで事業の運営に関しましては，社会福祉法人でありすとか，学校法人という実際今までしっかりされてきた方に対して行っておりますので，この部分は大丈夫だろうと思います。ただ，一つ懸念されるのは，この施設型の給付はそういう法人格をもっていますけれども，小規模の事業であるとか，家庭的保育である部分というのは，ここは保育所がやっている方が手を挙げてされる場合もあります。その場合はある程度水準を持ってしていらっしゃるので比較的安心なのですけれども，そうでない事業主として手を挙げられたときに，市町村がきちっと評価してそういうところを認めていくというふうにしなないといけないなというところが出てきます。

○委員（中村満雄君）

ネットで調べると，この保育園の公定価格とかそういったもので見ると，まだ不確定な部分がたくさんあるということで，今27年度からですか，これはあくまでも案ということでしたけれども，そういった方向に果たしていくのか。ということは事業者のほうも親のほうも非常に先が見通し辛いと，万が一それがずれ込んで，例えば今の国会で審議されるのでしょうかけれども，今やっかいな問題がおこっていますので，ずれこんで夏までになってしまうとか，そういったことがあった場合にはどうなるのですか。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休 憩 午後 4時00分」

「再 開 午後 4時02分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

今後の霧島市，あるいはほかの自治体もですが，利用者負担を決めていく手順というのを申し上げますと，今日は所管事務調査で今の段階でこういう案を持っていますという，我々の説明をさせていただいて，それならどういふ案なのかというのを中身を見てもらっているところなのですが，

具体的には3月議会に利用料の上限額をこうしていただきたいという条例案を提案します。その条例の中で細かい利用者負担については先の別表等、それから減免等についても規則委任をさせていただきます。そういったことで、またその条例に関して、どうなるか分かりませんが、委員会付託等になったらこの場で正式に協議をしていただくと。それまでの間に、先ほど中村委員から出ました事業所の方々、いわゆる保育協議会、それから幼稚園協会というような組織がありますので、そういった方々と話をさせていただいて、その頃になると薩摩川内市以外もひょっとしたらこういうふうという考え方も出ると思いますので、それらも踏まえて、最終的な提案をさせていただきたいと思っております。また、国の考え方は既に子ども・子育て新制度についてはやるということで進んでおりまして、ただ財源の問題をどうしていくのか、それから具体的に個々の制度、13事業支援事業とかございますけれども、そういったものをどうやって詰めていくのかというのはありますが、経営者側にとって不可欠な公定価格、いわゆる従来の措置費というのは、もう心配しないように国も確保していくと思います。そうしないと保育だけ委託させて、その委託料を払わないということはあってはならないことだと思っております。

○委員（植山利博君）

子ども・子育て支援の充実ということで、子供が育てやすい環境を整える方向で進んでいるんだろうと思いますが、俗に言われる待機児童、こういう仕事をしたいのだけれども、保育に掛けたい、なかなか子供を預けることができずに、仕事もできないという方々がどれくらい解消をされるのか。この事業を進めることによって、例えば待機事業はなくなりますよと。子供の保育をしたいという方のニーズはほとんど満足できますよというような、どういう見解を持っておられるかお尋ねします。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

この子ども・子育て新制度に向けまして、27年4月から5か年の計画で待機児童をなくすための計画も併せてつくってまいります。その計画の考え方としましては、ニーズ量の最大値を5年後に達成できればいいやという考えではなくて、なるべく早く達成できるような方法を考えたいと思っています。ただ、その方法につきましては、予算的なものも絡めまして、今、短時間とか標準時間とか、11時間、8時間とか細かく保育の必要な時間帯を見ていきますので、今後は例えば1時間、毎日ではなくて、何日間なんだという区別をして、キッズパークでやっている一時預かりであるとか、いろんな保育サービスで例えば今までやっていなかった幼稚園が預かりをします。幼稚園部分に4時間だけれども、これに預かりを足したらどうですかという情報を出して、選んでいただく。その制度の中になるべく入って行って預かれるような形をつくりながら、施設もその地域に必要であれば造っていかねばいけないというような計画を子ども・子育て会議の中でもそういう話し合いをしながら表に出していきたいなというふうに考えているところです。

○委員（植山利博君）

これが4月から運用されるということになって、このことだけで保育のキャパがいきなり広がる

というふうに理解されていますか、それとも今おっしゃったように新たな施設の整備なり、新たなハード整備を進めていかないと保育のキャパそのものが広がっていかないというような認識ですが、いかがですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

今年の4月からの入所の状況を見ましても、入りたい所に入れない子供というのが出てきています。そういう方に2月に入ったら第2希望、第3希望であるここだったら行けますよというような所を提案して、またそれを返してもらって調整いたします。その状況を見まして、なるべく希望する所に入るのが一番ですけれども、どうしても子供の数は横ばいの状況ですけれども、保育所では特にゼロ歳児が増えている状況がありますので、そこに対応するにはゼロ歳児が保育士が一人に対して、少ない子供しか見られませんので、どうしても不足傾向にあるのは否めないところです。それをどのように解決していくかは、あと小規模の託児の施設をどれだけ造れるかとか、必要に応じては施設そのものが需要だというようなところもでてくると思います。

○委員（植山利博君）

先ほどから市の一般財源の持ち出しは変わらないと。大体これまでと同じだということのようですけれども、これはまだ3月議会に提案されることであって、まだ条例も今から提案されるわけですので、それ以前に所管事務調査ということで議論させていただいているわけですけれども、今後の条例では国の定める条例減額を条例で定めて、あとの実際の負担額については運用の中で規則として定めていくということですが、国はこの政策の中で大きな新たな財源が必要となってくるのだと思いますけれども、市としても子ども・子育てに力を入れるというスタンスで、一般財源を今まで以上に投入しようという議論は今のところ全くないという理解でよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

市の財源の持ち出しも増やさないと対応できません。というのは今まで幼稚園が独自で私学助成をもらってやっていた部分に新制度に入ってきますと、国・県・市の持ち出しがそこにはかちっと決まってくるので、その分は今までなかった支出です。ですから当然幼稚園部分が制度の中に入ってきた部分は増えると、増やさないと対応できないというようなことです。

○委員（植山利博君）

そのところもしっかりとメッセージとして出していただかないと、実際の保護者の負担分のD1からの増加部分、それから母子・父子・障害者世帯の減額の部分でプラス・マイナスで一緒だと。市の持ち出しは変わりませんよという表現では市民に対するメッセージとしては弱いのではないかと思いますので、やはりこの制度を導入することによって国も大きな財源措置をするし、それに応えて、市としても一定の一般財源での持ち出しをするのですよというメッセージもしっかりと伝えていただく必要があるのではないかと思います。

○委員（宮本明彦君）

宮内委員、植山委員と一緒に一緒に、本当にプラス・マイナスゼロにしたというところ、どれく

らいマイナスになって、どれくらいトータルでプラスになるのかというところで、本当に子ども・子育て関連三法ができたわけですから、できたら今よりもきちっと負担額が下がるような、そういうものを望んでいた部分もありますから、先ほど言ったD1からD9までどれくらいの負担になるのか、そこはもう一回きちっとお知らせいただけたらと思います。それと別に現行の標準時間というのがありますよね、今保育園に入園されている方々と言ったら、ほとんどがこの標準時間でやっていますよということでもよろしいですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

今現在入園されている方は全員保育標準時間でございます。11時間です。

○委員（宮本明彦君）

ということは、短時間というのは新たな基準ということでよろしいのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

新制度からの開始に伴う新たな制度設定でございます。

○委員（宮本明彦君）

それではもう一点、幼稚園のほうで、現行制度のままというのは基本的にはカトリック国分幼稚園、鹿児島第一幼稚園、学校法人高千穂幼稚園、宮内幼稚園、あさひ幼稚園、これが現行制度のままということですね。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

新制度に移行しない園ということでしょうか。

〔「はい」と言う声あり〕

移行しない幼稚園は、鹿児島第一幼稚園、国分幼稚園、国分愛の園幼稚園、竹の子幼稚園、宮内幼稚園、学校法人高千穂幼稚園です。これにつきましては市報の発行がいつだったかは忘れたのですが、それでも、保育園・幼稚園、認定子ども園の受付の市報を出してございます。そこにも掲載してございます。

○委員（宮本明彦君）

ということは、現行のところは大体2万5,700円、それ以上のところもあるみたいですが、そことこの新しい基準の子ども園とは金額的な差が出てくると、おのずと金額的な差が出てくるということでもよろしいわけですね。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

今申し上げた6園ですね、今のままで残る幼稚園につきましては、先ほど申し上げましたように、所得によって違いますが、就園奨励費が出る関係で、新しく市が設定しようとしている案くらいになるということでございます。最初は2万5千幾ら払いますけれども、後からお金が返ってきますので。

○委員（宮内 博君）

新制度によって、この資料の1ページにあるように教育標準時間というのが4時間から11時間ま

で分類されることとなりますよね。今の予定で、まだ確定はしていないのだろうと思いますけれども、4時間の保育を行う所は、標準保育を行う所、短時間で行う所はそれぞれどれくらいの施設になりそうなのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

認定子ども園につきましては、1号認定の教育標準時間、4時間の保育を受ける子供たちがいるのですが、2号、3号の保育標準時間、保育短時間をする園につきましては現在のところは認定がどれくらいになるかまだはっきりしていないところでございます。

○委員（宮内 博君）

大体、どれくらいのタイムスケジュールになっているのかなということが分かればお示してください。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

今月末に1次選考の結果を保護者の方々に通知します。それで1号の結果で承諾の通知を今月末に出します。それに基づきまして、今度は不承諾の方々全部が2次募集されるか分かりませんが、2月2日から6日の間で2次募集を行います。それを第1希望から第3希望まで書いていただいて、どのくらいされるか分かりませんが、今度はまたそれを見てから選考します。どの園が空いてますよということで御紹介して、それを基にまた選考して、実際決まるのが2月末くらいになるのかなと想定しているところでございます。

○委員（宮内 博君）

資料の1ページのところで、大体標準時間を採用する施設というのは採取的にいつ頃確定をするのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

どの施設も保育標準時間、保育短時間を実施いたします。

○委員長（時任英寛君）

しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時22分」

「再開 午後 4時23分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

○委員（植山利博君）

そこで、標準時間と短時間の認定の基準の差は、保護者の就労時間の短調によって認定されるのでしょうか、そこはどうなっていますか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

法律で見ますと、仕事の時間が月120時間以上が標準時間、それ以下が短時間という設定になって

います。

○委員（中村満雄君）

保育標準時間というのは11時間ですけれども、これに携わる保育士さんというのは、これよりも長く勤務されるのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

中には保護者の方々が仕事で遅くなる場合には延長保育も考えられますので、要望があれば午後7時まで1時間とか保育士の方々は残って保育をしなければいけないということはありません。

○委員（中村満雄君）

保育士の劣悪な労働環境ということで、8時間労働の保育士が何人かで11時間を担当されるのか、一人の方が朝早く子供が来てからずっとその子供が帰るまで11時間一人で保育されるのか、そのところなんです。保育士になる人がいなくなるということを非常に心配しています。実態はどうなんでしょうか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

園によって違うと思いますけれども、早出・遅出とかシフト制を敷いてやっている所もございます。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

12月議会の委員会だったと思うのですが、中村議員から御指摘がございまして、処遇改善について民営化に当たってもそういうことをしているかというお尋ねでした。今回やはり保育士の確保という市全体の保育という観点から、非常に保育士の確保は重要な問題として、そういった処遇改善についても2月13日に保育協議会と意見交換会をする場を設けていただきましたので、その場でも行政のほうからもお願いという形で処遇改善についてはお話をさせていただきたいと考えております。

○委員（宮内 博君）

この1号認定、2号認定、3号認定の中で従来の基本となったのは11時間の部分です。ここは全員保育士が必要だと思っておりますけれども、後は半分保育士がいればいいのか、あるいは保育士でなくても研修だけ受ければいいのかというような分類があるわけですが、その辺との関係を御説明していただけますか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

基本的に認可を受けた保育園であれば、全て保育士でなければ子供の保育はできません。ただ、今度の新しい制度で出てきましたのが、施設型の保育園、幼稚園、認定子ども園以外の事業、小規模の19人以下の子供を預かれる小規模保育事業であるとか、家庭的保育の事業に関しましては、例えば小規模の場合はA・B・Cと区別をして、Aは全部保育士、Bは2人のうち1人が保育士であって、もう1人は研修を受ければいいのか。Cは更にその保育士の条件を下げるといふふうにして保育をする人を簡単に確保して、そういう場を増やそうというねらいもあります。ただ、

安易にCを行政が取り入れていいかというのは、非常に慎重にしないといけないと思います。基本的にはA、するとしてもAで、先ほども申しましたけれども、今やっている保育園が実施していただければ、これが一番ありがたいなというふうに思ってそれが一番市民の方にとっても安心なのかなというふうに考えております。また、小規模の認可外の保育園をやっている所で、保育士さんがちゃんと関わってやっている所がありますので、そういった所でも小規模に移る可能性があるのかなと考えております。

○委員（宮内 博君）

今のお話ではここに示しているのは、全員保育士がいるということを条件にしているということで理解していいのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

おっしゃる通りでございます。

○委員（宮内 博君）

だったら新制度においては先ほど課長からもありましたように、保育士の資格を持たなくても5人以下の小規模な所、家庭的保育事業などは、講習を受けた人たちがいればできるということで、されておりますから、そういった傾向というのは少なからず出てくるだろうと思うのですけれども、それは制度上できるというふうになっていますので、そういう所と保育士がちゃんといてやっている所との整合性をどうするのかというのも大きな課題になってくるのかなと思いますけれども、その辺の基本的な姿勢をまずお聴きをしておきます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

先ほども申し上げましたが、市が公費を入れて保育をしていただくというところに関しましては、なるべく基準の高いところというのですか、保育士による保育を行えて、しかも実績というのがあれば余計いいでしょうけれども、そういう基準というのも明確化していかないいろいろな方が手を上げたときに質が補償されて、安心な保育を市がどう決めていくのかということに関わってきますので、その基準に関しては更に詳しく皆様にも説明できるような形まで決めてまいりたいというふうに考えております。

○委員（宮内 博君）

おっしゃったような形で一つのルールを市として定める方向で検討しているということで理解してよろしいですか。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

おっしゃるとおりです。

○委員（宮本明彦君）

現行の保育料、幼稚園の利用料の関係ですけれども、ちょっと別々に考えたほうがいいのでしょうか、これまで何年間今の制度でやってきたか。料金制度でやってきたかというのを教えてください。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

平成17年11月に合併いたしましたして、合併する前は各市町の保育料があったわけですが、それを統一する作業があって、それからですので、ちょっとしっかりいつからというのは言えませんが、統一する準備期間もあって、それで今の保育料になっているということでございます。

○委員（宮本明彦君）

合併して統一したものに変わったと、それは市の都合で変わったということですよ。市全体で統一したということですから、今回は国の制度変更の法律によってこういうふうに変わってきた。今後市の都合でこの料金が変わるといことが考えられるのかどうかお聞きします。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

1号の幼稚園の部分につきましては、先ほども申し上げましたように幼児教育の無償化という動きもございますので、ここにつきましては財源の確保の問題もありますけれども、それによって段階的に減ってくることも予想されます。保育園の2号、3号につきましては、現在のところは正直申し上げてちょくちょく変えるということは今のところ想定はしていないところでございます。

○子育て支援課長（田上哲夫君）

今グループ長が言いましたように、変わる可能性もあると、これは国の財源によりますし、ましてもし市が政策的にというのがあれば、考え方が違ってくることもありますので、変わる可能性もあるとお答えしておきます。

○委員（中村満雄君）

国が保育士の試験に補助金を出すということが出ていましたよね。受験料とか勉強に要した費用の半分をと、もし試験に落ちたり、保育士にならなかつたらお金を返却しなさいとか言っているのですが、霧島市として何らかのそういったことを検討する必要があるのではないかなと気持ちを私自身持っているのですがいかがでしょうか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

ちょっと今その資料は持ってきていないのですが、確か事業主体は県、あるいは中核市だったと記憶しているのですが、こちらにも当然そういう奨学金とか試験を今まで1回だったのですが、2回にすると、そういう問い合わせがあればこちらにも当然こういう補助制度がありますよというPRをしていかなければならないと考えております。

○保健福祉部長（花堂 誠君）

御指摘のとおり今回の新しい制度によりまして、保育士の資格というものが、特に幼稚園教諭の場合保育という観点で、研修等を受けなければならないという負担があるとお聞きしております。そういった場合の費用なりは、御指摘がありました保育士の確保という観点から言えば、やはり処遇改善と併せて何らか市としても子育て環境の充実を重要施策と位置付けておりますので、今後検討していかなければならないと思います。そのために保育協議会、あるいは幼稚園協会等とも議論をしていきたいと思っております。

○委員（宮本明彦君）

先ほど就園奨励費という話がありましたよね、それで、現行の制度が11園から6園に減るということですよね。ということはこの財源は浮いてくると考えたらよろしいのですか。

○子育て支援課主幹（堂平幸司君）

はい、浮いてきます。

○委員長（時任英寛君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（時任英寛君）

これで質疑を終わります。しばらく休憩します。

「休憩 午後 4時37分」

「再開 午後 4時40分」

○委員長（時任英寛君）

休憩前に引き続き会議を開きます。本日2件の所管事務調査を行いました。この所管事務長の委員長報告の取扱いについての御意見をいただきたいと思えます。

○委員（植山利博君）

本日の所管事務調査については2件とも本市が抱える非常に重要な案件であって、今日一日の審査では十分議論を尽くしたとは言えません。ある程度3月議会にも正式な議案として提案される内容でもありますし、更に3月議会で議論を含めた上で、その結果として当然本会議で議会としての意思決定をしなければならない場面も出てきますので、このことについては更に議論を深めるということではないかと思えます。

○委員長（時任英寛君）

今御提案がございました今回の所管事務調査について3月定例会の冒頭での委員長報告はしないと。また今後、しっかりと議論を深めるとうことで御異議ございませんでしょうか。

〔「なし」と言う声あり〕

○委員長（時任英寛君）

御異議なしと認めます。それでは以上を持ちまして本日の環境福祉常任委員会を閉会いたします。

「閉会 午後 4時42分」

委員長 時任英寛